

区分	種目	障がい及び程度	対象年齢	性能	耐用年数	基準額（単位：円）
給付	特殊寝台	下肢又は体幹機能障がい 1 級又は 2 級及び難病患者等 (寝たきりの状態にある者)	1 8 歳以上	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8 年	154,000円
	特殊マット	下肢又は体幹機能障がい 1 級又は 2 級及び難病患者等 (寝たきりの状態にある者)	1 8 歳未満	失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	5 年	19,600円
		下肢又は体幹機能障がい 1 級 (常時介護を要する者に限る。)	1 8 歳以上			
		療育手帳 A 又は B	3 歳以上			
	エアマット(褥瘡防止マット)	下肢又は体幹機能障がい 1 級又は 2 級及び難病患者等 (褥瘡の予防が必要な者に限る)	3 歳以上	褥瘡の防止機能を有するもの。（エアマットまたは除圧マット（高密度ウレタンフォーム等の特殊な素材により体圧分散を行うもの）	5 年	100,000円
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障がい 1 級又は難病患者で自力で排尿できない者 (常時介護を要する者に限る。)	学齢児以上	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者（児）及び難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	5 年	67,000円
	入浴担架	下肢又は体幹機能障がい 1 級又は 2 級 (入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	3 歳以上	障がい者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5 年	82,400円
	体位変換器	下肢又は体幹機能障がい 1 級又は 2 級及び難病患者（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	学齢児以上	介護者が障がい者又は難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5 年	15,000円
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障がい 1 級又は 2 級及び難病患者	3 歳以上	介護者が障がい者（児）又は難病患者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	7 年	200,000円
	訓練いす	下肢又は体幹機能障がい 1 級又は 2 級	3 歳以上 1 8 歳未満	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5 年	33,100円
	訓練用ベット	下肢又は体幹機能障がい 1 級又は 2 級及び難病患児	3 歳以上 1 8 歳未満	腕又は足の訓練ができる器具を備えたもの。	8 年	159,200円
	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障がい者又は難病患者等であって、入浴に介助を必要とする者	3 歳以上	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者（児）及び難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8 年	90,000円
	便器	下肢又は体幹機能障がい 1 級又は 2 級及び難病患者等で常時介護を要する者	3 歳以上	障がい者（児）又は難病患者等が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）ただし、取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8 年	4,450円
	T 字状・棒状つえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいがあり、必要と認められる者	学齢以上	移動するに当たって、容易に使用し得るもの。	3 年	3,000円 (加算5%)
	歩行支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいがあり又は難病等の疾患を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者	3 歳以上	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障がい者（児）又は難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移動動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8 年	60,000円

別表 1（第 3 条、第 4 条、第 10 条関係）

令和 6 年 7 月 1 日～

区分	種目	障がい及び程度	対象年齢	性能	耐用年数	基準額（単位：円）
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がい有り、必要と認められる者	—	ヘルメット型で転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの。	3 年	36,750円 （加算 3%）
		療育手帳 A 又は B でてんかんの発作により頻繁に転倒する者				
		精神障害者保健福祉手帳所持者で頻繁に転倒する者				
	特殊便器	上肢障がい 1 級又は 2 級	学齢児以上	温水温風を出し得るもの及び知的障がい者（児）を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8 年	151,200円
		療育手帳 A 又は B で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者	学齢児以上			
	火災警報器	障がい等級 1 級又は 2 級（火災発生の感知及び非難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	—	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	8 年	15,500円
		療育手帳 A 又は B（火災発生の感知及び非難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	—			
		精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級（火災発生の感知及び非難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	—			
	自動消火器	障がい等級 1 級又は 2 級（火災発生の感知及び非難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	—	室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	8 年	28,700円
		療育手帳 A 又は B（火災発生の感知及び非難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	—			
		精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級（火災発生の感知及び非難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	—			
	電磁調理器	視覚障がい 1 級又は 2 級（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	18 歳以上	障がい者が容易に使用し得るもの。	6 年	41,000円
		療育手帳 A 又は B				
		精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級				
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい 1 級又は 2 級	学齢児以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	10 年	12,000円
	聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障がい 1 級又は 2 級（聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	学齢児以上	音、音声等を触覚、視覚等により知覚できるもの。	10 年	87,400円
		聴覚障がい児・者であって、音の感知ができてにくい者		時間を振動により伝える時計。	5 年	26,000円
	透析液加温機	腎臓機能障がい 1 級から 3 級で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者	3 歳以上	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5 年	51,500円
	ネブライザー	呼吸機能障がい 1 級から 3 級、又は同程度の身体障がい又は難病等の疾患であって、医師の意見書等により必要と認められる者	学齢児以上	障がい者又は難病患者等が容易に使用し得るもの。	5 年	36,000円
	電気式たん吸引器	呼吸機能障がい 1 級から 3 級、又は同程度の身体障がい又は難病等の疾患であって、医師の意見書等により必要と認められる者	—	障がい者又は難病患者等が容易に使用し得るもの。	5 年	56,400円
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における住宅酸素療法を行う者	18 歳以上	障がい者が容易に使用し得るもの。	10 年	17,000円

別表 1（第 3 条、第 4 条、第 10 条関係）

令和 6 年 7 月 1 日～

区分	種目	障がい及び程度	対象 年齢	性能	耐用 年数	基準額（単位：円）
	盲人用体温計（音声式）	視覚障がい 1 級又は 2 級	学齢児以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	5 年	9,000 円
	盲人用体重計	視覚障がい 1 級又は 2 級	学齢児以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	5 年	18,000 円
	盲人用血圧計（音声式）	視覚障がい 1 級又は 2 級	18 歳以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	5 年	10,000 円
	携帯用会話補助装置	音声言語機能障がい又は肢体不自由者であって、発生、発語に著しい障がいを有する者	学齢児以上	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、容易に使用し得るもの。	5 年	98,800 円
	情報・通信支援用具	視覚障がい又は上肢機能障がい 1 級又は 2 級	16 歳以上	障がい者向けパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフト	5 年	上限 100,000 円
	点字ディスプレイ	視覚障がい者 1 級又は 2 級の身体障がい者であって、必要と認められる者	16 歳以上	文字等のコンピューター画面情報を点字等により示すことができるもの。	6 年	383,500 円
	点字器	視覚障がい 1 級又は 2 級	学齢児以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	7 年 （携帯型は 5 年）	標準型 10,400 円 携帯型 7,200 円 （加算 3%）
	点字タイプライター	視覚障がい 1 級又は 2 級	学齢児以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	5 年	63,100 円
	視覚障がい者ポータブルレコーダー	視覚障がい 1 級又は 2 級	学齢児以上	録音再生機、再生専用機、テープレコーダーで、視覚障がい者が容易に使用できるもの。	6 年	85,000 円
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障がい 1 級又は 2 級	学齢児以上	文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。（ものしりトーク、アイタッチトークを含む。）	6 年	99,800 円
	視覚障がい者用拡大読書器	視覚障がい者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	学齢児以上	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、以下のいずれかの機能をもつもの。 ア 簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの。 イ 文字を音声で読み上げるもの。 ウ ア、イ両方の機能をもつもの。	8 年	198,000 円
	盲人用時計	視覚障がい 1 級又は 2 級	学齢児以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	5 年	13,300 円
	音声色彩判別装置	視覚障がい 1 級又は 2 級	学齢児以上	色彩を認識し、音により色を伝えるもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	6 年	47,000 円
	聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がい者又は発生・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	学齢児以上ただし、②については、16 歳以上とする	①一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用し得るもの。 ②テレビ電話機能を有する携帯電話	5 年	① 71,000 円 ② 59,000 円
	聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	—	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの。	6 年	88,900 円

別表 1（第 3 条、第 4 条、第 10 条関係）

令和 6 年 7 月 1 日～

区分	種目	障がい及び程度	対象年齢	性能	耐用年数	基準額（単位：円）
	人工喉頭	音声障がいであって、本装置により声の発声が可能になる者	—	①呼吸によりゴム等の膜を振動させビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの（笛式） または ②顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの（電動式）	笛式 4 年 電動式 5 年	笛式 5,000 円（気管カニューレ付とした場合は 3,100 円増）（加算 3%） 電動式 75,000 円（価格は電池又は充電器を含む）
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者	—	点字により作成された図書。月刊、週刊等で発行される雑誌を除く。年間 6 タイトル又は 24 巻を限度とする。（但し、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。）	—	市長が必要と認めた額
	ストーマ用装具（紙おむつ等）	ストーマ造設者 高度の排便機能障がい者、脳原性運動機能障がいかつ意思表示困難者、高度の排尿機能障がい者	— 紙おむつについては 3 歳以上	①低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の納袋とする（消化器系） ②低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ式とする（尿路系） ③その他ストーマ造設者が必要とする付属品	—	消化器系（価格は、1 箇所あたりの皮膚保護材及び袋を身体に密着させるものを含む月額であること。）8,600 円（加算 3%） 尿路系（価格は、1 箇所あたりの皮膚保護材及び袋を身体に密着させるものを含む月額であること。）11,300 円（加算 3%） 紙おむつ（価格は月額）12,000 円
	収尿器	高度の排尿機能障がい者	—	男性用は採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。	1 年	【男性用】 普通型 7,700 円 簡易型 5,700 円 【女性用】 普通型 8,500 円 簡易型 簡易型は採尿袋 20 枚を 1 組とする。5,900 円（加算 3%）
	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹または移動機能障がい 3 級以上又は難病患者等で、必要であると認められた者	学齢児以上	障がい者又は難病患者等が現に居住する住宅について、身体状況、住宅の状況等を勘案して必要と認める場合、次に掲げる用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。 （１）手すりの取付け （２）段差の解消 （３）滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 （４）引き戸への扉の取替え	1 回	200,000 円
	人工内耳用スピーチプロセッサ	聴覚障がい児・者であって、現に人工内耳を装用している者	3 歳以上	聴覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	5 年	300,000 円
	人工内耳用電池	聴覚障がい児・者であって、現に人工内耳を装用している者	3 歳以上	聴覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	—	2,500 円（月額）
	人工内耳用充電器	聴覚障がい児・者であって、現に人工内耳を装用している者	3 歳以上	聴覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	10 年	25,200 円
	人工内耳用充電電池	聴覚障がい児・者であって、現に人工内耳を装用している者	3 歳以上	聴覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	1 年	15,300 円
	人工内耳用イヤーマールド	聴覚障がい児・者であって、現に人工内耳を装用している者	3 歳以上	聴覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	—	9,000 円
	人工内耳用マイクロホンカバー	聴覚障がい児・者であって、現に人工内耳を装用している者	3 歳以上	聴覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	1 年	4,200 円
	補聴器・人工内耳用乾燥機	①聴覚障がい児・者であって、現に補聴器・人工内耳を装用している者 ②難聴児への補聴器購入助成事業により助成をうけ、現に補聴器を装用している者	① 3 歳以上 ② 学齢児以上、18 歳を迎える年度まで	聴覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	3 年	15,000 円

区分	種目	障がい及び程度	対象年齢	性能	耐用年数	基準額（単位：円）
	補聴器・人工内耳用乾燥剤	①聴覚障がい児・者であって、現に補聴器・人工内耳を装用している者 ②難聴児への補聴器購入助成事業により助成をうけ、現に補聴器を装用している者	①3歳以上 ②学齢児以上、18歳を迎える年度まで	聴覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	6ヶ月	945円
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な者	—	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得る者。	5年	157,500円
	視覚障がい者用音声通信装置	視覚障がい1級又は2級	16歳以上	文章・文字を音声に変換する機能を有する携帯電話。	5年	59,000円
	視覚障がい者用地上デジタル対応ラジオ	視覚障がい1級又は2級	—	テレビの地上デジタル放送の音声を受信できるラジオで、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	6年	29,000円
	補聴器用電池	①聴覚障がい児であって、現に補聴器を装用している者 ②難聴児への補聴器購入助成事業により助成をうけ、現に補聴器を装用している者	①3歳以上、18歳を迎える年度まで ②学齢児以上、18歳を迎える年度まで	補聴器に使用する電池※ただし、指定業者から購入するものに限る。	—	1,000円（月額）
	補聴器カバー（防水用）	聴覚障がい児であって、現に補聴器を装用している者	3歳以上、18歳を迎える年度まで	聴覚障がい児が容易に使用し得るもの。	6ヶ月	2,500円
	人工内耳用カバー（防水用）	聴覚障がい児であって、現に人工内耳を装用している者	3歳以上、18歳を迎える年度まで	聴覚障がい児が容易に使用し得るもの。	—	6,000円（年額）

注意 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の四肢・下肢又は体幹機能障がいに準じて取り扱うものとする。

2 聴覚障がい者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい者用屋内信号灯も含む。